|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 平成　30年　　月　　日　　時　　分　受理 | | 受付順位 |
|  | |  |
| 提出者に対する質疑通告書  　藤枝市議会議長　　西原　明美　様  藤枝市議会議員　11番　石　井　通　春　㊞ | | |
| 議案番号 | 質　　　　疑　　　　事　　　　項 | |
| 第56号議案  藤枝市税条例の一部を改正する条例 | 中小企業が取得した認定先端設備に関する固定資産税減免措置の変更について   1. 中小企業経営強化法に基づく固定資産税軽減措置を受けている市内の企業数や主な業種、本税例に伴い平成30年度の取得をもって軽減の廃止が見込まれる企業数。 2. 改定後、減免を受ける基準は市が主体的に定める「導入促進基本計画」だが、これまで中小事業者（そのほとんどが小規模な製造業に集中していると思われる）が経営力向上力計画に基づいて受けられた減免が新制度によって引き続き受けられる内容となるか。 3. なるとすればその具体的な根拠。 | |